

# 平成 25 年度事業報告書

一般社団法人 日本自閉症協会

## I. 常任理事会、理事会、通常総会、都道府県・政令指定都市自閉症協会役員連絡会などの開催

### 1. 常任理事会

- ①平成 25 年 5 月 15 日（水）：協会事務所会議室
  - ②平成 25 年 6 月 9 日（土）：弘済会館（千代田区）
  - ③平成 25 年 9 月 5 日（水）：協会事務所会議室
  - ④平成 25 年 9 月 28 日（土）：弘済会館（千代田区）
  - ⑤平成 25 年 11 月 17 日（日）：協会事務所会議室
  - ⑥平成 26 年 3 月 2 日（日）：協会事務所会議室
- の計 6 回開催した。

### 2. 理事会

- ①第 67 回理事会：平成 25 年 6 月 9 日（日）：弘済会館（千代田区）
  - ②第 68 回理事会：平成 25 年 7 月 6 日（土）：ルノアール貸会議室（中央区）
  - ③第 69 回理事会：平成 25 年 9 月 28 日（土）：弘済会館（千代田区）
  - ④第 70 回理事会：平成 26 年 3 月 21 日（金）：弘済会館（千代田区）
- の 4 回、開催した。

### 3. 総会

- ①第 31 回総会：平成 25 年 6 月 9 日（日）：弘済会館（千代田区）
  - ②第 32 回総会：平成 26 年 3 月 21 日（金）：弘済会館（千代田区）
- の 2 回、開催した。

### 4. 都道府県・政令指定都市自閉症協会役員連絡会

役員連絡会：平成 25 年 9 月 28 日（土）29 日（日）：弘済会館（千代田区）  
の 1 回、開催した。

## II. 会員数

24 年度末の会員数は 14,819 名であったが、25 年度は 50 の団体加盟会員（13,387 名）と、賛助会員など（160 名）の合計 13,547 名（前年度比-1,272 名）となった。

なお、各都道府県・政令指定都市自閉症協会のうち 39 協会では会員の減少が見られ、減少要因の究明と会員獲得のための方策等、拡大は次年度目標として対応することとした。

### Ⅲ. 事業

自閉症児・者に対する支援を行うとともに自閉症に関する社会一般への啓発を図り、もって自閉症児・者の福祉の増進に寄与するため、今年度も定款に定める次の事業の推進に努めた。

- ① 自閉症児・者のための相談事業
- ② 自閉症児・者の医療・教育・福祉・労働問題等に関する研究会・講演会等の開催
- ③ 自閉症児・者に関する調査・研究及び資料の収集
- ④ 自閉症児・者に関する研究者、ボランティア、教職員、施設職員の実践研究に関する助成及び顕彰
- ⑤ 会誌及び図書類の刊行
- ⑥ 自閉症児・者のための共済事業
- ⑦ その他本協会の目的を達成するために必要な事業

適正な法人運営に努め「会員に対する迅速な情報提供」などを図るとともに、経費の執行にあたっては節減、節約に努めた。

#### 1. 相談・研修事業

##### 1) 指導相談事業

自閉症を専門とする臨床心理士(武藤、林、井上、沖津)、ソーシャルワーカー及びペアレントメンター(江崎、早坂、四家)を配置して相談体制を強化し、電話又は面接により相談を受け、指導等を次のとおり行った。(前年比)

専門相談員による相談

電話による相談 64 件、面接による相談 31 件 計 95 件 (+2)

一般相談員による相談 電話による相談 592 件 (+4)

ペアレントメンターによる相談 電話による相談 78 件 (-10)

合計 765 件 (-4)

##### 2) 在宅心身障害児・者療育研修事業

(特別会計：(社福)全国心身障害児福祉財団助成事業(Ⅰ))

###### (1) 保護者研修会

家庭における自閉症児・者の療育、生活援助に役立つ知識、技術習得のための専門家による講義・実技指導を行う研修会を千葉県(参加者 25 名)・神戸市(参加者 30 名)の各協会の 2 か所(延べ参加者 55 名)で行った。

###### (2) 福祉相談事業

在宅の自閉症児・者と保護者に対し、医師、心理判定員などの専門家による相談や療育指導を行う相談事業を北海道(参加者 56 名)・山形県(参加者 49 名)・栃木県(参加者 49 名)・千葉県(参加者 56 名)・神奈川県(参加者 49 名)・茨城県(参加者 49 名)・岐阜県(参加者 49 名)・大阪府(参加者 49 名)・兵庫県(参加者 49 名)・長崎県(参加者 49 名)の各協会 10 か所(延べ参加者 504 名)で行った。

### 3) 在宅重度障害児集団療育事業

(特別会計：(社福)全国心身障害児福祉財団助成事業(Ⅱ))

#### 親子ふれあいキャンプ療育事業

在宅の自閉症児・者や保護者を対象とし、医師などの専門家が宿泊を共にし、保護者に対しては日常生活の指導方法や訓練技術などの指導等を行うとともに、自閉症児・者に対しては日常生活における基本的動作の指導及び機能訓練などを行う集団療育キャンプ事業を東京都(参加者 30 名)・和歌山(参加者 30 名)・長崎県(参加者 72 名)の各協会の 3 か所(延べ参加者 132 名)で行った。

### 4) 治療教育相談等事業

(特別会計：公益財団法人 J K A)

自閉症児・者とその家族が地域社会の中でともに生活できることを目的として、次の事業を行った。

#### (1) 無料検診相談事業

##### 治療教育相談

保護者に直接専門の医師や教育者が療育指導を行い、又、自閉症児・者を診ながら療育の相談やアドバイスをする相談事業を北海道(参加者 101 名)・茨城県(参加者 87 名)・神奈川県(参加者 50 名)・愛知県(参加者 106 名)・熊本県(参加者 58 名)・富山県(参加者 28 名)・山梨県(参加者 40 名)の各協会の 7 か所(延べ参加者 470 名)で行った。

#### (2) 集団指導キャンプ事業

集団生活が困難な自閉症児・者に対し、集団生活ができるよう、又、家族の参加により日常生活が一般化できるよう医師等の専門家により適切な指導のもとに、集団指導キャンプ事業(1泊2日)を、茨城県(参加者 39 名)・東京都(参加者 39 名)・石川県(参加者 39 名)・愛知県(参加者 81 名)・兵庫県(参加者 39 名)の各協会の 5 か所(延べ参加者 237 名)で行った。

### 5) 地域サポート事業

全国各地の地域における自閉症スペクトラム障害の理解啓発の地域間格差を是正し全国の支援技術の底上げを図るために、開催地域のニーズに合わせたテーマで、全国各地で講演会やシンポジウムを実施する。また、開催地や開催地周辺の加盟団体役員や、発達障害者支援センター、行政等の関係機関との情報交換会を行い、その地域においてどのように関係機関が連携し、支援の充実を図るかといったコンサルティングを事業企画委員会の委員が出向き行う。

今年度は平成 26 年 2 月 9 日(日)に大阪で平成 26 年 3 月 22 日(土)に山形で実施した。成人当事者の講演会とシンポジウムには大阪 70 名、山形 150 名が参加した。

### 6) 都道府県・政令指定都市自閉症協会連絡会

9 月 28 日(土)に文部科学省ならび厚生労働省による行政報告と障害者支援区分の動向、保険業認可の進捗状況の報告が行われ、9 月 29 日(日)障害支援区分、保険事

業、障害基礎年金、災害対策等の意見交換会を実施。

## 2. 研究会・講演会などの開催

- 1) 第23回全国大会は山形において、9月13日（土）・9月14日（日）の両日に、大会スローガン「さあ、みんなで「自閉症スペクトラム」を考えよう、やまがたで！」として、「山形テルサ」（山形市双葉町）において開催を決定した。
- 2) 全国大会1日目は、基調講演「自閉症スペクトラムの理解と支援」シンポジウム「地域の連携を考えるー家庭・福祉・教育・医療・行政との連携を探るー」、全国大会2日目には、シンポジウム「知的障害を伴う自閉症スペクトラムの支援を考える」とシンポジウム「知的障害を伴わない自閉症スペクトラムの支援を考える」の開催を決定した。

## 3. 調査・研究および資料の収集

### (1) ペアレントメンター事業

- ①平成25年6月1日・2日（土・日）に、ペアレントメンター事業インストラクター養成研修会を東京都（中央区銀座ルノアール貸会議室）で、発達障害者支援センター職員24名を対象に2日間のプログラムで実施した。
- ②平成25年10月13日・14日（日・月）に、ペアレントメンター事業インストラクター養成研修会を東京都（中央区銀座ルノアール貸し会議室）で、発達障害者支援センター職員10名を対象に2日間のプログラムで実施した。

### (2) 国際情報の収集（交流）など

7月10日（水）から7月18日（木）北京市自閉症協会と共催し、千葉県流山市生涯学習センターにおいて「言葉を超えて」絵画展に、自閉症児・者の絵画を出展した。

## 4. 研究者・教職員などの実践研究に関する助成および顕彰

### 顕彰事業（自閉症支援実践賞）の実施

（特別会計（社福）社会福祉事業研究開発基金助成事業）

6月15日（土）から19日（水）に、東京銀座「ギャラリーボヤージュ」にて自閉症児・者の絵画展を開催した。

## 5. 会報誌および図書類の刊行

### 1) 機関紙「いとしご」の刊行

（特別会計：（社福）全国心身障害児福祉財団助成事業（Ⅲ））

自閉症児に関する情報などの提供と会員相互の交流を深めるために機関紙「いとご」を年6回発行し、全国の会員、関係者及び関係機関などに配布した。

## 2) 指導誌「かがやき」の刊行

(特別会計：(社福)全国心身障害児福祉財団成助事業(Ⅲ))

自閉症児・者の療育に関する情報などを会員及び治療教育に携わる教師、施設職員、治療・相談機関の関係者などに伝えるため、指導誌「かがやき」を作成し、配布した。

## 6. 共済事業

共済事業運営委員会は、平成25年5月15日(水)、平成25年11月17日(土)、平成26年3月2日(日)の3回協会事務局会議室にて開催、共済事業給付審査委員会を毎月協会事務局会議室にて述べ12回開催した。

入院給付金等を給付するための共済事業については、共済事務局にて行い、25年度の給付支払件数は223件(前年比+5件)給付金額1,558万円(前年比-215万円)となった。

## 7. その他法人の目的を達成するために必要な事業

### 1) 会員の加入促進

25年度においては、一般社団法人への移行のみにとどまり、事業としての活動は行わなかった。

### 2) 自閉症対策の推進と助成に関する提案および要望など

#### (1) 特別支援教育および福祉をめぐる取り組み

① 平成25年4月10日(水)公明党内閣部会、厚生労働部会、障がい者福祉委員会合同会議が参議院会館にて開催され「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案(仮称)」の与党ワーキングチームの取りまとめ報告が行われ、柴田理事、北山事務局長が参加した。

② 平成25年4月15日(月)自民党障害者特別委員会が自民党本部にて開催され「与党・障害者の差別禁止に関する立法措置ワーキングチーム」の検討を踏まえた、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案(仮称)」の説明会が行われ、柴田理事、北山事務局長が参加した。

③ 平成25年4月23日(火)発達障害の支援を考える議員連盟が衆議院第2議員会館にて開催され、各省庁より課題について報告が行われ、発達障害被告に対する判決について最高裁、厚労省より、高校、大学進学について文科省より、就労支援について厚労省より行われた。日本自閉症協会より自閉症児と家族からの報告として、片岡さん、今井理事より報告が行われた。山崎会長、今井理事、片岡さん、柴田理事、北山事務局長が参加した。

- ④ 平成 25 年 4 月 26 日（金）自民党障害者特別委員会が自民党本部にて開催され「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」の報告が行われ、柴田理事、北山事務局長が参加した。
  - ⑤ 平成 25 年 4 月 26 日（金）公明党内閣部会、厚生労働部会、障がい者福祉委員会合同会議が参議院会館にて開催され「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（仮称）」の報告が行われ、柴田理事、北山事務局長が参加した。
  - ⑥ 平成 25 年 9 月 26 日（木）共産党国会議員団主催による障害者・患者団体との懇談会、障害者の全面参加と平等推進委員会が開催され、今井理事、柴田理事、北山事務局長が参加し、「障害者の地域生活の推進に関する検討会」への意見書を提出した。
  - ⑦ 平成 25 年 10 月 4 日（金）自民党障害者特別委員会が自民党本部にて開催され「障害者権利条約」を巡る経緯の説明が行われ、柴田理事、北山事務局長が参加した。
  - ⑧ 平成 25 年 10 月 8 日（火）公明党外交・安全保障部会、障がい者福祉委員会合同会議が衆議院第 2 議員会館にて開催され、国連障害者権利条約批准に向けての経過説明が行われ、内田理事、北山事務局長が参加した。
  - ⑨ 平成 25 年 11 月 12 日（火）民主党外務・防衛・内閣・厚労合同部門会議が衆議院第 1 議員会館にて「障害者の権利に関する条約のヒアリングが行われ、柴田理事、北山事務局長が参加した。
  - ⑩ 平成 25 年 11 月 14 日（木）発達障害の支援を考える議員連盟が衆議院第 1 議員会館にて開催され、平成 26 年度発達障害支援関係予算概算要求の説明が行われた。山崎会長、柴田理事、北山事務局長が参加した。
  - ⑪ 平成 26 年 3 月 11 日（水）自民党本部野田総務会長訪問「発達障害者支援法」の見直しに関する要望書を手渡し、山崎会長、柴田理事、石井政策委員、北山事務局長が同席した。
  - ⑫ 平成 26 年 3 月 26 日（木）発達障害の支援を考える議員連盟が衆議院第 2 議員会館にて開催され、厚労省より「世界自閉症啓発デー」の取り組みについて説明が行われた。山崎会長、北山事務局長が参加した。
- (2) 平成 26 年度概算要求に対する要望
- ① 平成 25 年 6 月 28 日（金）に、関係省庁の有機的な連携のもと自閉症・発達障害に対する包括的な支援体制が図られるよう「平成 26 年度予算に関する要望書」を厚生労働大臣宛に 13 項目及び文部科学大臣宛に 12 項目の要望書を提出した。
  - ② 平成 26 年度厚生労働省障害保健福祉部予算案では、良質な障害福祉サービス等の確保で 844 億円増、障害者に対する良質かつ適切な医療の提供で 31 億円増、地域における障害児支援の推進で 226 億円増となった。  
平成 26 年度文部科学省初等中等教育局予算案では、障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実で 32 億増、いじめ対策の推進で 11 億増となった。

3) 「世界自閉症啓発デー」に対する取り組み

3月29日(土)厚生労働省と共催による「世界自閉症啓発デー2014 シンポジウム」ではテーマ：『共に支え合うーみんなで作ろう、やさしい街をー』を全社協・灘尾ホール(東京都千代田区霞ヶ関)において開催、当事者・家族63名、学生・一般39名の参加者を始めとし、教育、福祉・保健他を含め総参加者356名の参加となり成果を挙げた。

4月2日(水)東京タワーブルライトアップに、田村憲久厚生労働大臣、尾辻秀久(発達障害の支援を考える議員連盟会長)他多くの来賓を招き、点灯式が行われた。その他全国各地において多くの地域で点灯式が行われた。

4) 関係団体との連携

- 1) 全国自閉症者施設協議会、全国社会福祉協議会障害関係団体連絡協議会、全国病弱・障害児の教育推進連合会、日本障害者協議会、日本発達障害ネットワークおよび全日本手をつなぐ育成会などの関係団体との連携を密にして、自閉症対策の推進に努めた。
- 2) 関係団体等による講演会・イベント等に対し、24団体に述べ28の後援を行った。

5) 寄付金の受納

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) (株) M'sDs 他 | 7,369 円   |
| (2) 個人瀬戸様       | 2,000 円   |
| (3) 個人タケウチ様     | 200,000 円 |

6) 監 査

監事監査

平成25年度一般会計・特別会計決算に関する監事監査を平成26年5月15日(木)協会事務所で実施した。

平成25年度事業報告に関する監事監査を平成26年5月15日(木)協会事務所で実施した。

## IV. 委員会報告

### 1. 政策委員会(委員長:山崎晃資)

- 1) 平成25年4月1日(月): 五百蔵洋一法律事務所・関哉直人弁護士宛に「成年被後見人選挙権裁判の控訴撤回と公職選挙法改正を求める声明書」を送付。

#### 成年被後見人選挙 権裁判の控訴撤回と公職選挙法改正を求める声明書

2013年3月14日、東京地方裁判所は、成年被後見人は選挙権を有しないと規定する公職選挙法11条1項1号を憲法違反とし、原告である成年被後見人は次回の国会議員選挙から投票できる地位にあるとする判決を言い渡しました。これに対して被告である国は、同月27日に東京高等裁判所に対して控訴をしました。

この判決において誠裁判長は、障害や老化により判断能力が低下している国民も主権者であり、選挙権を奪うのは、『やむを得ない理由』がある極めて例外的な場合に限られるとして、成年後見制度を借用して一律に選挙権を奪うことは憲法に違反すると述べました。

我々は、自閉症スペクトラム障害の人たちの社会参加の促進を目的とする立場からこの判決を高く評価し、被告である国には控訴を直ちに取下げるとともに、国会に対して公職選挙法11条1項を早急に削除するよう、強く求めます。

なお公職選挙法11条1項改正に向けて、「本人の意思に反して投票を働きかけられる不正をどう防ぐか」が課題であり、選挙権を認める人の対象範囲をどう定めるかが焦点になりそうだと報じられています。

現在一部の地域では、知的障害者向けにわかりやすく各候補者が語りかける場を設けたり、投票所で文字を書けない人が口頭や指さしにより候補者名を特定して選挙管理委員会職員がそれを代筆する方法が行われています。その時に候補者名を特定できなければ白紙投票となりますが、そのことが選挙結果に不適正な影響を及ぼすことは全くありません。

このように、障害者等が自ら候補者を選択し意思決定するための支援、口頭や指さしによる代筆投票方法、白紙投票の容認により、誰でも選挙参加は可能であり、能力により選挙権を制限する必要はありません。

また福祉サービス事業者等が利用者に特定の候補者を推薦したり、候補者名を書いた紙片を持たせて投票所に連れて行くという不正に対しては、不正を働いた者を罰するべきです。

障害者等の選挙権を制限する新たな差別条項を設けることなく、早急に公職選挙法11条1項1号を削除するよう求めます。

- 2) 平成25年4月17日(水): 奈良市長仲川げん氏と教育長中室雄俊氏へ、下記の要望書を送った。

#### 要 望 書

奈良市教育委員会に設置される「第三者による調査委員会」の委員に、自閉症協会の関係



者ならびに専門家を是非、加えて頂きたい。

平成 22 年 5 月 10 日に奈良市立佐保川小学校・特別支援学級において、担任の男性教諭による発達障害の男児（当時 10 歳）への暴力事件が起きました。当初、学校長および奈良市教育委員会は「体罰や暴行はなかった」としておりました。

しかし、本年 4 月 12 日の毎日新聞の報道によりますと、奈良地検が暴力をふるったとされる元教諭を 4 月 11 日に起訴猶予処分とし、それを受けて奈良市教育委員会は保護者に謝罪する意向をはじめて示し、「第三者による調査委員会を設置し、再発防止策と事後の対応について調査する」ことになったとのことでした。

平成 24 年 10 月 1 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されましたが、同法 29 条では、学校等の長に対して学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとするを義務付けています。（社）日本自閉症協会は、自閉症をはじめとする発達障害のある人々に対する虐待等には常に厳しく監視しております。

また、とくに自閉症などの発達障害のある人に対する虐待対応に関しては、自閉症などの障害特性を熟知していなければ、正しい措置を講ずることができません。従いまして、「第三者による調査委員会」の委員には、自閉症協会の関係者ならびに専門家を、是非、加えて頂くように強く要望致します。

なお、自閉症協会関係者として「NPO 法人 奈良県自閉症協会 河村舟二 理事長」を推薦致しますことを付け加えます。

以上

**3) 平成 25 年 5 月 13 日（月）：「第 3 回発達障害支援法見直しに関する委員会」を開催した。**

今回より「日本知的障害者福祉協会」の田中齋副会長がメンバーとして加わった。① 発達障害者支援センターの現状と課題、②特別支援学校および特別支援教育の現状と課題、③発達障害者支援法に関連する法律との整合性の問題、④障害者総合支援法における問題点などについて、検討が行われた。

**4) 平成25年8月29日（木）、厚労省・講堂：「障害者の地域生活の推進に関する検討会（第 4 回）」で、山崎晃資会長・政策委員会委員長 4 回）」で、山崎晃資会長・政策委員会委員長と柴田洋弥政策委員会副委員長が意見陳述を行った。**

当日は、本協会の他に、日本盲人会連合、全国肢体不自由児施設運営協議会、日本ろうあ連盟、日本難病・疾病団体協議会の 5 団体が出席。

### 「障害者の地域生活の推進に関する検討会」への意見書

自閉症をはじめとする発達障害のある人々（以下「自閉症等の人々」という）は、「対人関係が育ちにくい」「コミュニケーションが成立しにくい」という困難性をもつ。このような困難性は、知的障害や精神疾患の合併の有無にかかわらず、その人の生涯にわたって継続する。とくに、知的障害のないアスペルガー症候群や高機能自閉症の人々は、外見的に見分けられに

くく、情報処理機構の障害、同時総合機能の障害、語義・語用障害、心の理論の障害（相手の気持ちを理解することができず、状況判断ができない）などの心理的特徴があるために、知的障害のある自閉症等の人々とは、次元を異にする「生活の困難さ」を持っている。このような困難性は他者から理解されにくく、そのことが地域生活をより困難にし、行動障害や反社会的・非社会的行動などの様々な二次障害を引き起こしている。

この間の障害者制度改革によって発達障害の人々も支援の対象とされたが、実際には自閉症等の人々に対して適切に支援できる事業所は少なく、利用を断られたり、間違った対応から行動障害をさらに強めてしまう事例も多い。

自閉症等の人々への支援に当たっては、安心感による本人との信頼感・共感を基に、本人にとってより良い意思決定を本人が心から納得してできるように支援すること、つまり意思決定支援（意思形成過程への支援）が極めて重要である。その過程では「支援者の見方が変わることによって本人も変わった」というような関係性もある。また自閉症等の人々をとりまく環境の調整が重要であり、同時に環境の一部としての支援者自身の自己変革も重要である。しかも自閉症等の人々の生活上のニーズは個別的であり多様であるため、支援も個別性・多様性を求められる。

自閉症等の人々の地域生活の推進に当たっても、また入所施設における生活の充実に当たっても、極めて高い専門性をもつ支援職員を養成し配置することが最も重要である。

以上の視点から、今回検討される、①重度訪問介護の対象拡大、②グループホームへの一元化、③地域における居住支援について意見を申し述べたい。（以下省略）

## 5) 平成 25 年 9 月 5 日（木）：内閣府障害者政策委員会・新障害者基本計画へのパブリックコメントを、内閣府事務局へ提出した。

### 障害者基本計画（案）についての日本自閉症協会の意見

- 「発達障害」の明記を求める。自閉症はじめとする発達障害があり社会生活に困難のある人（以下「発達障害者」）については、知的障害を伴う場合には療育手帳、伴わない場合には精神保健福祉手帳の対象となっているが、一般的な知的障害・精神障害とは異なる特別な支援を必要としている事への配慮がば見落とされる状態にある。発達障害にも該当する項目では「知的障害」「精神障害」だけでなく「発達障害」を明記していただきたい。

例えば、Ⅲ 1（1）「知的障害者又は精神障害者による成年後見制度の…」を「知的障害者、発達障害者、精神障害者による…」に。Ⅲ 1（4）も同様。Ⅲ 4（1）「精神障害者の雇用…」を「精神障害者、発達障害者の…」に。Ⅲ 4（3）「精神障害に関する事業主等の理解…」を「精神障害、発達障害等に…」に。Ⅲ 8（3）「知的障害によりコミュニケーションに…」を「知的障害、発達障害により…」に。

- 「意思決定の支援」の必要性が各項目に明記されていることは重要である。
- 心理職は発達障害者支援において重要な専門職である。Ⅲ 1（5）「人材の確保」に「心理職」を加えていただきたい。
- Ⅲ 5（3）「コミュニケーション支援」に、発達障害者への意思疎通支援の人材育成について、支援方法の開発と促進を加えていただきたい。

- 「発達障害者支援センターとの連携を図る」ことを、Ⅲ 3（1）（2）教育における発達障害児への合理的配慮、成長記録、指導方法の研究、教職員の専門性の確保等に関して、またⅢ 4 雇用・就労支援に関して、加えていただきたい。また相談支援等における発達障害者への支援の専門性を高めることも発達障害者支援センターの役割に加えて頂きたい。
- 成年後見制度については、審判が後見類型に偏るなど運用の見直しが必要であると共に、障害者権利条約では意思決定支援の仕組みとするよう求められている。Ⅲ 8（2）「成年後見制度の適切な利用の促進に向けた…」を「成年後見制度における意思決定支援の在り方を検討すると共に、その適切な運用の促進に向けた…」に改めていただきたい。
- 「ペアレントメンター」は重要な支援方法であり、Ⅲ 1（3）に加えて頂きたい。
- 学校教育になじみず民間のフリースクール等に通う発達障害児等に対して、教育費の支援策を検討していただきたい。

- 6) 平成 25 年 9 月 26 日（木）：日本共産党・障害者の全面参加と平等推進委員会、障害者・患者団体との懇談会。衆議院第一議員会館・大会議室（1F）
- 7) 平成 25 年 10 月 4 日（金）：自由民主党障害者特別委員会、自由民主党本部 9 階 901 号室。
- 8) 平成 25 年 10 月 8 日（火）：公明党外交・安全保障部会、障がい者福祉委員会合同会議、衆議院第 2 議員会館（B1）第 1 会議室

## 要望書

国連障害者権利条約の完全批准の前に、成年後見制度の抜本改革を求めます。  
あるいは、第 12 条を留保して批准し、成年後見制度の改正後に第 12 条を批准してください。

- 1999 年、欧州評議会は「判断能力不十分な成年者の法的保護原則」を採択しました。
  - (1) 支援と保護は、本人の状況と必要に応じて、柔軟でなければならない。
  - (2) 法的能力は変動するので、機械的に完全に剥奪してはならない。
  - (3) 支援と保護は、本人の基本的人権に対して最小制約的でなければならない。
  - (4) あらゆる支援手段は、本人の意向を尊重したものでなければならない。
  - (5) 本人が自ら意思決定できるように支援し、なおできない場合に限り、代行決定が許容される。
- 国連障害者権利条約第 12 条は、成年後見制度の見直しを求めています。
  - 第 1 項 障害者はすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有する。  
(知的・発達障害者等も意思決定の権利主体であるとしています。)
  - 第 2 項 障害者は生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有する。  
(知的・発達障害者等生活の全側面で、意思に応じた行為能力があるととしています。)
  - 第 3 項 国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適切な措置をとる。  
(国に知的・発達障害者当への意思決定支援の体制をつくることを求めています。)
  - 第 4 項 (法的能力の行使に関する措置において濫用を防止するため、次の条件を示しています。これは、代行決定時の条件と理解できます。)

- ①本人の権利・意思・選好の尊重
- ②利益相反の回避・不当な影響の排除
- ③本人の変動する状況への適合
- ④短期間の適用
- ⑤定期的審査

●成年後見制度を抜本的に改めてください

保佐類型・後見類型では、本人の権利（行為能力）を一律に制限しており、障害者権利条約第12条第2項、第3項に抵触しています。後見人等はまず意思決定支援を行い、それでも本人が意思決定できない範囲について代行決定する仕組みに改めてください。

●成年後見制度の運用問題を早急に解決してください

障害者権利条約第12条第4項にも抵触する以下のような運用問題を、早急に解決してください。

- (1) 後見類型が85%を占め、いびつな運用となっています。補助類型をもっと活用して、必要に応じて同意権を設定する等の改善をしてください。
- (2) 類型の変更をしやすくして、定期見直しの仕組みを導入してください。
- (3) 後見人による財産搾取事件が頻発しています。後見監督を十分に行ってください。
- (4) 公務員等の欠格条項を廃止してください。
- (5) 公費負担と家庭裁判所の支援体制強化を進めてください。

【参考】

●我が国の成年後見制度の概要（民法）

後見の類型	本人の意思能力	後見人等の同意権・取消権	後見人等の代理権
補助	不十分	本人同意の範囲	本人同意の範囲
保佐	著しく不十分	重要な契約行為(民法13条1項)	本人同意の範囲
成年後見	常況として無い	日常生活以外の行為(取消権のみ)	包括的代理権・財産管理

●「2005年イギリス意思能力法」における意思能力・意思決定支援・代行決定

- (1) 意思決定の能力は固定されたものではなく、事柄によって異なる（家の売買契約はできなくても、服を選ぶことはできるように）。
- (2) 意思決定の能力は、その時の環境や気分によっても変化する。落ち着いた環境で、信頼できる人と一緒であれば、意思決定の能力は高まる。
- (3) 意思決定の能力は、経験を通して発達する。
- (4) 意思決定支援を尽くしても意思決定できないこと、できない時にのみ、支援者の「代行決定」が認められる。
- (5) 代行決定は、その人の「最善の利益」となるように行う。本人への制約は最小限にすべきである。

9) 平成 25 年 10 月 21 日：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課宛に「障害支援区分への見直しに関する新認定調査項目（案）の修正について」の要望書を提出。

#### 障害支援区分への見直しに関する新認定調査項目（案）の修正について（依頼）

障害支援区分の見直しについてのご努力に感謝申し上げます。

さて、貴課より示されました新認定調査項目（案）に基づいて当協会としてモデル区分判定を実施いたしました。より正確な判定とするためには以下の諸点について修正していただくことが重要であるとの結論に至りました。つきましては、これらの修正意見については是非ご検討いただきますようお願い申し上げます。（以下省略）

10) 平成 26 年 3 月 12 日：発達障害の支援を考え議員連盟 野田聖子会長代理へ「発達障害者支援法」の見直しに関する要望書を提出

#### 「発達障害者支援法」の見直しに関する要望書

平成 17 年に発達障害者支援法が施行されてから 8 年が経過した。この間、自閉症をはじめとする発達障害の人々（以下、「発達障害の人々」と言う）への理解が進むとともに、発達障害の人々の置かれている状況も明らかにされつつある。また障害のある人々に関する制度が大きく改革され、障害者総合支援法において発達障害もその対象とすることが明記された。

さらに、本年 5 月に米国精神医学会から刊行された「精神疾患の診断・統計マニュアル 第 5 版（DSM-5）」では、「神経発達障害」という新たな大項目が新設され、そこには、①知的発達障害、②コミュニケーション障害、③自閉症スペクトラム障害（ASD）、④注意欠如/多動性障害（AD/HD）、⑤特異的学習障害、⑥運動障害、⑦チック障害、⑧その他の神経発達障害が含まれることになった。また、2015 年に世界保健機関（WHO）から刊行予定の「国際疾病分類 第 11 版（ICD-11）」においても「神経発達障害」が採用される予定である。

このような状況の変化を踏まえて、発達障害に関係する諸団体の有志と共に「発達障害者支援法の見直し検討会」を私的に立ち上げ、協議を続けてきた。

発達障害の人々、とくに自閉症スペクトラム障害の人々には感覚や認知に偏りがあり、興味や関心の対象が非常に限られていることが多い。そのために、健常者の感覚・認知のあり方に基づいて作られてきたこの社会は、発達障害の人々にとっては理解しにくく、生きにくい環境である。そうした社会の中で生きていく上で、発達障害の人々、とくに自閉症スペクトラム障害の人々は、次のような固有の困難をもっている。

- \* コミュニケーションが成立しにくい
- \* 対人関係が育ちにくい
- \* 生活する上での困難さや問題点が理解されにくい

このような困難は、知的障害や精神疾患などの有無に関わらず存在し、生涯続く。現行の法制度下では、発達障害の人々も教育や支援の対象となっはいるが、実際の運用では、サービスはあるものの支援を受けられない例も多い。障害者支援施設などで支援を受けているケースであっても、発達障害の特性に見合った適切な支援を受けられず、そのことから強度行動障害

が顕在化し、職員が対応し切れずに施設崩壊の危機に瀕している例もある。

このように発達障害の人々への支援においては、家庭・教育・生活・就労・社会参加などのあらゆる側面で、本人との信頼関係の基に、個別の状況に応じて社会的環境との調整を図る専門性の高い支援者を配置する必要がある。

先進諸国の例を参考に、我が国でも個別的支援体制を順次構築していくことが必要であろう。ここに「発達障害者支援法」の見直しについて、以下の意見を提案する。

## 記

### 1. この間の障害のある人々に関する制度改革との整合性を図ると共に、発達障害の人々が受け入れられ、かつ適切な配慮が行われるように、都道府県・市町村・事業者に義務づける。

- 1) 「発達障害者」の定義「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者」を、「発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける者」に修正する。
- 2) 「意思決定の支援」を明記する。
- 3) 障害児福祉サービス・障害児施設での発達障害の人々の受け入れを都道府県・市町村に義務づけるとともに、発達障害の人々への適切な配慮を事業者に義務づける。
- 4) 障害福祉サービス・障害者施設入所支援での発達障害の人々の受け入れ努力を都道府県・市町村に義務づけるとともに、発達障害の人々への適切な配慮を事業者に義務づける。
- 5) 障害のある人々に対する相談支援事業が適切に実施されるように、都道府県・市町村に指導を義務づける。
- 6) 学校教育法第1章第1条に規定されている学校のみが対象になっているが、第11章に規定されている専修学校なども条文に加える必要がある。

### 2. インクルーシブ教育システムを構築する。

障害のある子どもにわかりやすい授業・環境は健常な子どもにもわかりやすいという視点から、例えばユニバーサルデザインの考え方などを導入する（同じ方向・考え方で一貫性を持って取り組むことにより、学校間の格差が解消される）。その中で特に発達障害の子ども達には、障害特性に応じた個別の配慮、その子どもの生活や能力のアセスメントに基づき設定する目標に向けての本人の発達に合わせた個別教育計画・発達訓練が必要である。そのためには、障害特性に合わせた教育技術の研究と実践により提供される体制作りが必要である。

### 3. 保育・教育・権利擁護・就労支援における制度改革との整合性を図ると共に、それらの制度により発達障害の人々に適切な配慮が行われるように、各関係機関に義務づける。

「適切な配慮」とは、以下のような事項が考えられる。

- ① 幼児期における適切な相談支援・生活支援の提供
- ② 学齢期における個別的配慮に基づく共生的な教育環境の設定
- ③ 青年期以降における手厚い生活支援（障害特性を理解した支援者の確保など）

### 4. 支援人材育成及び支援者支援のシステムを確立する。

障害者総合支援法や児童福祉法による諸サービスが発達障害の人々に適用されることとなったが、実際にはこれらの諸サービスが発達障害の人々にとっての適切な支援となり得ておらず、発達障害の人々がより困難な状況に置かれている実態がある。そのため、発達支援専門員を養

成して各サービスに派遣し、各サービスが発達障害の人々を適切に支援できるようにしていくための拠点機能を発達障害者支援センターが持つことは極めて重要である。

そのため、支援センターの機能に、新たに、①発達支援専門員の養成と派遣、②圏域内の発達障害者支援システム構築を加える。

また、発達障害者支援センターを核として、相談支援事業や日常生活支援などの個別的で重層的な発達障害の人々の支援システムを構築することが重要である。さらに支援困難事例などに関わる支援者への支援システムを構築する必要がある。そのためにも、都道府県一律の設置基準を改め、人口や地域性に見合った設置数や職員配置を義務付ける必要がある。

#### **5. 発達障害の人々ための手帳制度を確立する。**

現状では、知的障害を伴う発達障害の人々は療育手帳の対象とされ、また知的障害を伴わない発達障害の人々には精神保健福祉手帳が適用されているが、発達障害の人々への一貫した支援体制を確立するために統合した手帳制度を確立する必要がある。特に精神保健福祉手帳の適用は、病状の変動がある統合失調症の人々とは異なって、発達障害の人々は長期的継続的支援が必要であるため、制度的に馴染まない面がある。

1) 対象者が明確な「身体障害者手帳」と並ぶ「発達障害者手帳」を創設する。

2) あるいは、次の①と②の両方を実施する。

① 「精神保健福祉手帳」の中で発達障害を明記する。

② 「療育手帳」を法的に位置づけて、その中で発達障害を明記する。さらに知的障害の定義を明確にする必要もある。

#### **6. 司法における権利擁護・合理的配慮を確保する。**

コミュニケーションや対人関係の障害がある発達障害の人々に対して、意思疎通の支援を行う支援者が弁護人と同席することなどを合理的配慮として認めるよう、司法その他の法整備を進めることを本法に明記する。

#### **7. 高齢期の発達障害の人々への支援体制を開発・整備する。**

発達障害の人々が高齢になると、厚生労働省の調査や全国自閉症者施設協議会の加盟施設での現状を見ると、行動障害が多少沈静化する傾向があるものの、本来的な社会性やコミュニケーションの障害は不変で支援の困難さは変わらず、感覚の鋭敏さや衝動性が増し、こだわりが強固になったり、新たな行動障害が発生したりするなど、むしろ支援の困難さが増す場合が多い。身体的な老化も急速で介護的な支援、車椅子での生活が可能のように環境面での対策を迫られる施設もあるが、制度上の保障はない。また、介護老人施設などでは、発達障害の人々への対応は立ち遅れている。さらに、地域で暮らす発達障害の人々の多くが家族の支援を受けて生活しているが、親・きょうだいも高齢化するに伴い、本人の世話が出来ない状況に陥った場合、さらには本人が介護的な支援を必要とするようになった場合の支援体制は不十分である。このような高齢期への支援体制を開発・整備することが喫緊の課題である。

以上

「発達障害者支援法見直し検討会」では、下記の方々から、個人的に貴重な意見を聴取し、議論にも参加して頂いた。

- ・ 石井哲夫（（社）日本自閉症協会顧問）
- ・ 柴田洋弥（（社）日本自閉症協会理事・政策委員会副委員長）

- ・ 関水 実（全国自閉症者施設協議会理事）
- ・ 藤平俊幸（発達障害者支援センター全国連絡協議会副会長）
- ・ 宮武秀信（全日本手をつなぐ育成会事務局長）
- ・ 計野浩一郎（日本自閉症スペクトラム学会評議員）
- ・ 田中 齋（日本知的障害者福祉協会副会長）

さらに、本意見書作成の最終段階において、（社）日本自閉所協会常任理事会メンバーからも意見を聴取した。

<事務局>

- ・ 石井 啓（（社）日本自閉症協会政策委員会・作業小委員会委員長）
- ・ 小池 朗（（社）日本自閉症協会政策委員会・作業小委員会委員）
- ・ 北川 裕（（社）日本自閉症協会政策委員会・作業小委員会委員）

## 2. 関連団体委員会（委員長:新保文彦）

### (1) 一般社団法人日本発達障害ネットワーク（JDDNET）関係

#### 1) 第1回理事会報告

日時：2013年4月14日（日）13：30～16：00 場所：こどもの城 9F 905 研修室

##### ●主な審議事項

- ・ 2013年活動計画および予算について
- ・ 定款第4章 役員（任期）第23条について

##### ●報告事項

- ・ 昨年度活動報告
- ・ JDDNET2012年決算見込み

#### 2) 第2回理事会報告

日時：2013年6月8日（日）15：05～15：35 場所：東京国際フォーラム G410 号室

##### ●主な審議事項

- ・ペアレント・メンターコーディネーター養成研修について
- ・発達障害支援人材育成研修会について
- ・2014年発達障害啓発週間について
- ・旅費規程について
- ・福島支援派遣の検査具購入について
- ・【新版】発達障害児のために支援制度ガイドブック 増刷について

##### ●報告事項

- ・新理事紹介

#### 3) 第3回理事会報告

日時：2013年9月23日（祝）13：30～16：00 場所：青山こどもの城 802 研修室

##### ●報告事項

- ・東條新理事のご挨拶
- ・今年度年次大会の進捗状況
- ・9月1日開催発達障害人材育成研修会報告について
- ・発達障害年鑑について



●主な審議事項

- ・入会申請について
  - 【正会員】TEACCHプログラム研究会
  - 【正会員】特定非営利活動法人 星槎教育研究所
- ・平成26年度JDDNET活動計画について
- ・JDDNET組織体制について
- ・平成26年度年次大会について
- ・報償費規定について
- ・平成26年度WAADについて

4) 第4回理事会報告

日時：2013年12月1日(日)12:00 - 13:00 場所：東洋大学 白山キャンパス

●報告事項

- ・体験博覧会ワークショップ、年次大会の状況について
- ・1/10役員勉強会について

●主な審議事項

- ・第10回年次大会(北海道)について
- ・発達障害年鑑 vol.5 について
- ・JDDNETリーフレットについて
- ・発達障害支援人材育成研修会について

5) 第5回理事会報告

日時：2014年3月23日(日) 13:30~16:30

場所：こどもの城 9F 904 研修室 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-1

●報告事項

- ・第9回年次大会について
- ・第10回年次大会について
- ・発達障害支援人材育成研修会(大阪)について

●主な審議事項

- ・入退会申請について
  - 【エリア会員】一般社団法人こども家族早期発達支援学会の入会  
NPO法人ファーム、にいほまローズの退会が承認された。
- ・福島専門家派遣について
- ・2014年度JDDNET予算について
- ・日本財団との連携について
- ・構成団体の理事に関する定款変更について
- ・財政状況を考慮しての実施事業の選定について
- ・各委員会の見直し(運営・連絡方法の再考含む)

(2) 他

全国福祉財団の評議委員会へ2013年5月30日(小松部員)、2014年3月28日(北山事務局長)が出席

### 3. 教育に関する委員会（委員長：三苫由紀雄）

#### 1) 教育施策の動向に応じた意見表明、要望等

予算要望以外に教育行政に関して意見表明、要望する機会はなかった。

現在、インクルーシブ教育システム構築モデル事業が進行している中で、自閉症スペクトラムの児童生徒への合理的配慮等に対して、委員会としても整理をして発信していく必要がある。

#### 2) 関係機関との連携

本協会が加盟している全国特別支援教育推進連盟と連携をとり、平成 26 年 12 月 6 日、7 日の 50 年記念式典、全国特別支援教育振興協議会に会長、事務局長が出席した。また、平成 25 年 8 月より 10 月まで全国特別支援教育推進連盟による理解啓発冊子「子供のニーズに応じた教育支援のために」の作成活動に協力した。

その他、学校関係機関との連携として、全国特別支援学校知的障害教育校長会、全国特別支援学級設置学校長協会、全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会等の関係団体との情報交換等と連携を図り、情報交換を図った。特に防災関係では、「いとしご」に防災の動向を掲載するために、全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会と情報交換を行った。

#### 3) 文部科学省との連携

平成 26 年 2 月 28 日（金）に文部科学省で開催された平成 24 年度特別支援教育ネットワーク推進委員会第 11 回に出席し参加 30 団体と情報交換を行った。

#### 4) 調査活動の準備

2 年間の活動計画の中にある調査活動の開始のために、教育機関を中心に情報収集、意見交換を図った。この段階での、調査例として挙げられたのは、自閉症の専門性の向上のための研修等の現状と課題の調査、自閉症の教育課程の研究校だった学校への事後調査、支援機器、支援ツールの開発状況の調査、各地の自閉症協会からの学校教育への現状改善への要望と課題の調査、自閉症の就労の現状と課題、インクルーシブ教育における自閉症の支援の課題（特別支援学校、特別支援学級、通級、通常学級の取り組みの調査などであった。各委員からの情報収集、提案は、平成 26 年 4 月以降に開始していき、予算的な範囲で、実施できる調査に絞り込んでいく予定である。

### 4. 施設・災害対策委員会（委員長：五十嵐康郎）

#### 1) 自閉症支援及び自閉症総合援助センターのあり方について

##### ①第 27 回全国自閉症者施設協議会大阪大会

期 日：平成 25 年 11 月 14 日～15 日

会 場：高槻現代劇場(大阪府高槻市)

内 容：行動障害に対する行動改善の取り組みとともに、行動障害を生み出さない支援、すなわち自閉性障害の特性理解と個別的評価に基づいた支援の実現に向けた地域における自閉症者支援の包括的支援システムと支援サービスの創造のための「自閉症総合援助センター」の機能と役割について、研究・討議した。

②厚生労働省との懇談

期 日：平成 25 年 12 月 17 日

場 所：厚生労働省会議室

内 容：発達障害スーパーバイザー養成研修事業準備状況と協力依頼について  
強度行動障害の困難事例と改善の取り組みについて  
重い知的障害や行動障害のある人のグループホームのあり方について  
入所施設等の生活や支援の質を評価すべきではないか  
自閉症・発達障害の障害支援区分の二次判定の重要性について  
発達障害の手帳制度のあり方について→療育手帳に位置付けては

2) 発達障害支援スーパーバイザー養成研修について

①日本財団への助成申請についての事前協議（於：日本財団）

第 1 回 平成 25 年 5 月 15 日

第 2 回 平成 25 年 8 月 21 日

第 3 回 平成 25 年 9 月 27 日

第 4 回 平成 26 年 2 月 6 日

第 5 回 平成 26 年 3 月 28 日

②日本財団視察

平成 25 年 10 月 28 日 社会福祉法人萌葱の郷視察に日本財団担当者 2 名来訪

③平成 26 年 2 月 26 日付で弼成決定

事業名：発達障害支援スーパーバイザー養成研修

受託団体：一般社団法人日本自閉症協会

助成金額：3,000,000 円（事業総額 4,000,000 円）

3) 今後予想される巨大地震等の災害への協会の実施すべき対策について  
活動実績なし

5. 法人移行特別委員会（委員長：山崎晃資）

1) 厚労省への特定保険業認可申請において、(株) JIC 重田様に継続して丁寧な対応を頂き、責任準備金の確定、事業計画の他、関連書類の提出を経て、11 月 28 日、厚生労働省より特定保険業に認可された。

2) 内閣府への一般社団への法人移行申請において、事業概要書類の修正、責任準備金を引当金に計上、他は特定資産に計上処理し、正会員総会出席旅費は法人会計にての計上処理を行うなどの指示を受け対応。1 月 31 日、内閣府より一般社団法人移行の内諾の連絡を受ける。

3 月 20 日、内閣府より、一般社団法人への移行認可書を受けた。

3) 内閣府よりの移行認可により、3 月 23 日、法務局へ社団法人解散と一般社団法人の登記申請を行う。

4) 4 月 10 日、法務局への登記手続きを完了し、内閣府ならびに厚生労働省へ登記事項証明書送付。

登記の完了により、この委員会は任務を終了する。

#### 6. 倫理・啓発委員会（委員長：市川宏伸）

対応すべき判断基準の検討を調整中となっている。

#### 7. 総務委員会(委員長：大久保尚洋)

- 1) 事務局運営について事務局長と綿密な連携を取り、第三者機関的な役割を担って、公的事務連絡および対外的な対応について意見調整を行った。
- 2) 最近の会員数の減少の原因を調査、対策検討中。
- 3) 事務局と各都道府県・政令指定都市自閉症協会の調整し意思疎通の努力をした。
- 4) 役員等選出に伴う選挙に係る事項
  - (1)選挙管理委員会(含む:選挙長・管理委員長選任)
- 5) 規約、規定等に関する事項及び確認(慶弔規定の内容確認)
- 6) 理事会速報の作成。

#### 8. 研究委員会(委員長:本田秀夫)

25年度における実質的な活動は未実施でした。

#### 9. 出版委員会(委員長:三苦由紀雄)

##### 1)機関誌「いとしご」の刊行

自閉症児・者に関する施策の動向及び、医療、福祉、教育、労働等の情報の提供と各地での活動の紹介、関係機関の活動の紹介等により会員相互の交流を深めるために年6回発し、全国の会員、関係者及び関係機関等に配布した。常時、企画、編集は実施。

140号(平成25年5月)、141号(7月)、142号(9月)、143号(11月)、145号(平成26年1月)、146号(3月)の6回

##### 2) 指導誌「かがやき」の刊行

自閉症児・者に関するこれまでの支援の在り方や展望、及び今日の課題となっている医療、福祉、教育、労働等の情報などを会員及び関係者、関係機関に伝えるために、指導誌「かがやき」10号を作成し、配布した。

##### 3) 企画会議による情報収集と情報発信

今日的な情報提供、情報発信ができるよう各協会、各関係機関等の関係者から構成された企画会議を構成し、平成26年3月22日に企画会議を開催し、協議した。企画委員は、渡部匡隆(横浜国立大学)、岡村章司(兵庫教育大学)、白水幹久(千葉県自閉症協会)、大岡千恵子(世田谷区発達障害相談・療育センター)、中村公昭(横浜やまびこの里、東やまた工房施設長)、有澤直人(東京都江戸川区立本一色小学校、全国情緒障害教育研究会事務局長)、宇治原誠(嬉泉袖ヶ浦ひかりの学園)

## 10. 自閉症啓発デー関連委員会(委員長:新保文彦)

世界自閉症啓発デー2014・日本実行委員会(全5回実施)への参加  
(開催場所はすべて厚生労働省)

第1回 9月5日(木)

- ・各委員会のメンバーを選出
- ・シンポジウムの開催日を例年の4月第一週の土曜日から、今年は3月29日の実施案が提出され検討。

第2回 10月25日(金)

- ・開催日を平成26年3月29日に決定
- ・シンポジウムの企画案を検討
- ・ポスター掲載絵画の確認
- ・ポスター、リーフレット、Webサイト等の掲載案の検討

第3回 12月11日(水)

- ・シンポジウムの企画を検討(映像作品の募集、メッセージカード)
- ・ポスター、チラシ、リーフレットのデザインを検討
- ・作品展の募集方法等の確認

第4回 1月17日(金)

- ・ポスター、チラシ、リーフレットのデザインの決定
- ・メッセージカードのデザイン・依頼先・回収日の決定
- ・シンポジウムの内容の決定
- ・映像作品の依頼事項の決定

第5回 2月20日(木)

- ・プログラム、映像作品、作品展等の最終確認
- ・会場役割分担の決定

## 11. 事業企画委員会(委員長:新保文彦)

### (1) 地域サポート事業

#### ① おおさか

開催日・場所 2014年2月9日(日) グランキューブ大阪

10:00～ ネットワーク会議『大阪における就労支援について』

参加者: 関係機関職員および大阪自閉症協会役員、事業企画委員 15名、近畿ブロック自閉症協会役員 12名

13:00～ シンポジウム『自閉症スペクトラムと就労について』

参加者: 80名

#### ② やまがた

開催日・場所 2014年3月22日(土) 山形ビッグウィング

10:00～ ネットワーク会議『山形でのペアレントメンター事業の展開について』

参加者: 行政職員および山形県自閉症協会役員、事業企画委員 18名

13:00～ シンポジウム『自閉症スペクトラムと就労について』

参加者: 150名

### (2) ペアレントメンター事業

① インストラクター養成研修会 東京都（全2回実施）

（全国の発達障害者支援センター、都道府県・政令指定都市等障害福祉担当課に周知）

1回目 6月1・2日（土・日） 24名

2回目 10月13・14日（日・祝） 10名

(3) 事業企画委員会（全5回実施）

第1回 4月21日（日）

議題：地域サポート事業 実施地域の募集について

ペアレントメンター事業 平成24年度成果物の配布について

第2回 6月8日（土）

議題：地域サポート事業 実施地域の決定について

第3回 10月13日（日）

議題：事業企画委員について

地域サポート事業 実施地域ごとの企画について

ペアレントメンター事業 来年度の助成金申請について

第4回 2月8日（土）

議題：地域サポート事業 来年度の事業内容と実施地域の募集について

ペアレントメンター事業 来年度の事業内容について

第5回 3月21日（金・祝）

議題：地域サポート事業 2014年度地域サポート事業の募集について

ペアレントメンター事業 2014年度事業スケジュールについて

12. 保険事業委員会（委員長：内田照雄）

平成25年度の共済事業の運営については、平成26年6月21日の理事会・総会の資料で報告議案資料として詳細を報告しています。ここでは概要として、項目のみ列挙します。

議案1. 平成25年度事業報告及び収支決算報告等

I. 平成25年度事業報告

1. 平成25年度事業活動概況

2. 委員会等の開催

II. 加入及び共済金給付状況

(A) 所属別加入者数状況 (B) 本人（被共済者）の年齢別加入・給付構成

(C) 共済金給付状況及び内容 (D) はがきアンケート状況

(E) A I U保険の状況

III. 平成25年度収支決算等会計報告

議案2. 平成25年度会計監査報告

議案3. 前回の平成26年度事業計画及び予算報告に対する補正予算（案）

議案4. ASJ保険 給付監査委員会運営細則（案）

13. ホームページ委員会（委員長：新保文彦）

1. 委員会開催日時

第1回ホームページ委員会

(2013年10月25日 11:00~14:00 場所:協会事務所)  
第2回ホームページ委員会

(2014年1月17日 11:00~14:00 場所:協会事務所)  
第3回ホームページ委員会

(2014年5月28日 14:00~14:50 場所:厚生労働省)  
※ 世界自閉症啓発デーの実行委員会に合わせて実施した。

※ 別途、メールによる意見交換を行った。

## 2. 委員会において検討したこと

### 1) これまでのとりくみ経過の確認

ホームページ委員会の取り組み状況や、取り組み方針について、新たに就任したホームページ委員は詳しい経過が分からず、誤解などもあったため、詳細の説明を行い、認識を合わせた。

### 2) メーリングリストの運営について

次のとおり取り組むこととした。

(1) ホームページ委員会が運営に携わっている「協会ML」については、会員を増やすために重要な役割を担っているため、今後も継続して運営を行う。なお、利用している各役員が、いろいろな考えで利用をしているため、必要性の理解や、運営方法についての考えにもバラつきが生じている。今後、「協会ML」の役割、利用方法を再度説明するとともに、役員交代に伴うタイムリーなメンバー登録がされるよう、各加盟団体の協力を得ることとした。

### (2) 各団体との確実な連絡システム確立について

各加盟団体との確実な連絡を行うためには、確実なやり取りができるシステムが必要であり、各加盟団体に個別に確認して、メンバーを限定して確実に連絡が行えるシステムを確立する必要がある。このシステムは、協会事務局が中心にメンバーの登録や運営を行うこととし、ホームページ委員会は技術的な面などで必要があった場合に、支援を行うこととした。

### 3) ホームページの充実について

ホームページは、世の中の変化に対応してタイムリーな情報発信を行うための、重要なツールである。なお、現状は次の問題があり、今後具体的な行動が必要となる。

(1) 協会から発信した「要望書」「声明」の公開など、一定の情報発信は行っているが、「自閉症スペクトラム」など協会にとって重要な世の中の動きについての情報発信は行うことができていない。協会として、どんな情報を発信すべきか、誰が情報を作成し、公開を決定するのかなどについては、ホームページ委員会が単独で行うことではなく、理事会や各委員会との連携が必要である。

(2) 今後、協会としての情報発信を増やしていくことを考えると、契約しているサーバの容量が不足する。費用を抑えながら、サーバの変更を行うこととしたいが、少ない費用で運営できるサーバに乗り換えるためには、現在公開しているホームページの中で、動かなくなるものがあり、時期を決め、方針を決め、協力してもらえるメンバーが必要となる。

(3) ホームページは協会の顔であり、継続した考え方でホームページを整備し、情報

を発信していくことが必要である。このため、ホームページの運営に携わる役員について、長期的な視点で育てていくことが必要である。

3. 具体的な対応について（主要事項）

- 1) ASJ 保険の変更に伴う案内。
- 2) 世界自閉症啓発デーに関する情報発信
- 3) 全国大会の案内
- 4) 掲示板の運営
- 5) メーリングリストのメンバー登録